

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
参照条文（目次）

○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）	1
○ 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	1
○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	2
○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）	2
○ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	3
○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）	4
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）	5
○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）	6
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）	7
○ 〔旧〕都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）	9
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	9
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	9
○ 住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）	10

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参
照条文

○ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号） （抄）

（処分計画の基準）

第二十三条 処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するように定めなければならない。この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受ける機会を与えるように定めなければならない。

一 自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する宅地を必要とする者であること。

二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

2 処分計画においては、造成宅地等の円滑な処分を図るために特に必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する造成宅地等の譲渡に関する事業を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）で当該造成宅地等の譲渡に関する事業を行うために必要な資力、信用及び技術的能力を有するものを公募し、それらのうちから公正な方法で選考して決定した信託会社等に対し、造成宅地等の一部を国土交通省令で定める基準に従つて信託するように定めることができる。

一 信託に係る造成宅地等は、前項前段の政令で特別の定めをするものを除き、同項各号に掲げる要件その他処分計画で定める要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから、処分計画で定めるところにより、公正な方法で譲受人を選定するものであること。

二 信託に係る造成宅地等の譲渡価額は、次条に規定する造成宅地等の処分価額に関する基準に従つて施行者が決定した額とするものであること。

○ 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号） （抄）

（譲受人の公募をしない造成宅地等）

第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。

一 一の二 略

三 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は株式会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等

三の二 略

2 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、施行者が自ら当該用途に供するものとして定めることができる。

- 一 施行者である地方公共団体又は地方住宅供給公社がその事務又は事業の用に供する造成宅地等
二 略

(優先譲渡)

第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 略
二 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で国土交通省令で定めるもの
三 五 略

(事務の区分)

第十五条の二 前条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 略

○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

(先買いに係る土地の管理)

第九条 第六条第一項の手続により買い取られた土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業（第四号に掲げる事業を除く。）に係る代替地の用に供されなければならない。

一 三 略

四 第六条第一項の手続により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第二項第三号又は第四号の事業

ロ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第三号の事業（同条第三項第三号の事業を除く。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、都市の健全な発展と秩序ある整備に資するものとして政令で定める事業

2 略

○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）

(法第九条第一項第三号の政令で定める事業)

第五条 法第九条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業
- 二 地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の賃貸又は譲渡に関する事業
- 三 地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の用に供する宅地の賃貸又は譲渡に関する事業
- 四 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理に関する事業

○ 多極分散型国土形成促進法 (昭和六十三年法律第八十三号) (抄)

(振興拠点地域基本構想の作成)

第七条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地域について、当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域をその周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、当該開発整備に関する基本的な構想(以下「振興拠点地域基本構想」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 略

四 前項の特色ある機能を集積させる上で中核となる研究施設、交通施設その他の政令で定める施設(以下この節において「中核的施設」という。)であつて民間事業者が設置及び運営をするもの(以下この節において「中核的民間施設」という。)のうち当該重点整備地区において整備されるべきものの種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

五 当該重点整備地区において整備されるべき中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

3・4 略

(振興拠点地域基本構想の実施等)

第十一条 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第八条第一項の規定による同意を得たときは、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第七条第一項に規定する開発整備を当該同意を得た振興拠点地域基本構想(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「同意基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 略

(業務核都市基本構想の作成)

第二十三条 都県は、業務核都市基本方針に基づき、当該都県内の都市の区域であつて前条第二項各号に掲げる要件に該当すると認められるものにつ

いて、同条第一項に規定する整備に関する基本構想（以下「業務核都市基本構想」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 略

四 中核的民間施設の種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

五 中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

六・七 略

3 略

（振興拠点地域に関する規定の準用）

第二十六条 第十一条第一項の規定は第二十二條第一項に規定する整備について、第十一条第二項の規定は第二十四條第一項の規定による同意を得た業務核都市基本構想（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「同意基本構想」という。）について、第十五條の規定は同意基本構想に定める中核的民間施設について、第十六条の規定は同意基本構想に定める公共施設について、第十七条の規定は同意基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者について、第十八條第一項の規定は同意基本構想に定める中核的施設及び第二十二條第一項に規定する整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものについて、第十八條第二項の規定は同意基本構想を達成するために行う事業について、第二十条の規定は業務核都市及びその周辺の地域について、それぞれ準用する。

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号） （抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律において「拠点地区」とは、地方拠点都市地域のうち、土地の利用状況、周辺の公共施設の整備の状況等からみて、広域の見地から、都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施すべき地区をいう。

3 略

（基本計画）

第六条 略

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 略

二 拠点地区の区域及び当該区域ごとに実施すべき第二条第二項の事業に関する事項

三 六 略

三 八 略

(事務の委託の特例)

第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画(前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。)又は広域連合の長に管理させ、及び執行させることができる。

○ 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号) (抄)

(定義)

第七条 略

2 この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、商業基盤施設以外のものをいう。

3 略

10 この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて民間事業者が行うものをいう。

(基本計画の認定)

第九条 略

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 略

四 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

五 都市福利施設を整備する事業に関する事項

六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項(地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項)

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

八 略

3 略

10 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第四項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

(認定特定民間中心活性化事業計画の変更等)

第四十一条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定特定民間中心市街地活性化事業者」という。)は、当該認定に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画(以下「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。)を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2・3 略

○ 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) (抄)

(国土交通大臣の要求)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要するときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を求めることができる。

2・3 略

(関係地方公共団体からの要請等)

第十四条 機構は、第十一条第一項第三号の業務で都市再開発法第二条の二第五項第一号若しくは土地区画整理法第三条の二第一項の規定により実施するもの又は防災街区整備事業(国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せて行うものを除く。)に係るもの(これらに附帯する業務を含み、前条第一項の規定による国土交通大臣の求めに基づき実施するものを除く。以下この条において「特定再開発等業務」という。)については、関係地方公共団体からの当該業務に関する計画を示した要請に基づき行うものとする。ただし、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(以下この条において「都市再生緊急整備地域」という。)において同法第十五条第一項に規定する地域整備方針(以下この条において「地域整備方針」という。)に即して行う特定再開発等業務にあつては、この限りでない。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、機構に対し、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して行うべき特定再開発等業務に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

3 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対し、第十一条第一項第十六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

4・7 略

(都市計画の決定等の提案の特例)

第十五条 次の各号に掲げる業務の実施に関し、当該各号に定める都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項に規定する土地の区域」とあるのは「前項に規定する土地の区域(独立行政法人都市再生機構にあつては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち独立行政法人都市再生機構法第十五条各号に掲げる業務の実施に必要な土地の区域)」と、同条第三項中「次に掲げるところ」とあるのは「次の各号(独立行政法人都市再生機構法第十五条の規定により読み替えて適用される前項の規定による独立行政法人都市再生機構の提案にあつては、第一号)に掲げるところ」とする。

一 第十三条第一項の規定による国土交通大臣の求め又は前条第一項から第三項までの規定による地方公共団体の要請に基づき行う第十一条第一項

第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務 当該業務の実施に必要な市街地再開発事業に関する都市計画その他の政令で定める都市計画

二 略

附 則

(業務の特例)

第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業務（同条に規定する業務に該当するものを除く。）を行うことができる。

一 略

二 旧都市公団法第二十八条第一項に規定する業務のうち、この法律の施行前に開始されたもの（当該業務の実施のためにその用地を取得したものを含み、同項第六号の業務及びこれと併せて行う業務にあつては、国土交通大臣が指定するものに限る。）及びこれと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に係るものを行うこと。

三 略

2 略
18 略

(都市基盤整備公団法の廃止)

第十八条 都市基盤整備公団法は、廃止する。

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号） （抄）

(国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に必要な都市計画)

第五条 法第十五条第一号の政令で定める都市計画は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める都市計画とする。

一 市街地再開発事業を行う業務 次に掲げる都市計画（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業を行う業務にあつては、イ、ロ又はニに掲げる都市計画）

イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第三号の高度利用地区に関する都市計画

ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

ハ 被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域に関する都市計画

ニ 市街地再開発事業に関する都市計画

二 防災街区整備事業を行う業務 次に掲げる都市計画

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区に関する都市計画

ロ イに掲げる都市計画の決定又は変更に必要な都市計画法第八条第一項第五号の防火地域又は準防火地域に関する都市計画

ハ 防災街区整備事業に関する都市計画

三 土地区画整理事業を行う業務 次に掲げる都市計画

イ 第一号ハに掲げる都市計画

- ロ 土地区画整理事業に関する都市計画
- 四 住宅街区整備事業を行う業務 次に掲げる都市計画
- イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二十四条第一項の規定による住宅街区整備促進区域に関する都市計画
- ロ イに掲げる都市計画の決定又は変更に必要な都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区に関する都市計画又は同項第一号の第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域に関する都市計画
- ハ 住宅街区整備事業に関する都市計画
- 五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業を行う業務 次に掲げる都市計画
- イ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区に関する都市計画
- ロ 都市計画法第十一条第一項第十号の流通業務団地に関する都市計画

附 則

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 略

2 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同表新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令第四条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条並びに第十五条の二第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項第三号	都市基盤整備公団法	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法
第四条第二項第一号、第十五条の二	都市基盤整備公団、地域振興整備公団	独立行政法人都市再生機構
第五条第二号	又は都市基盤整備公団宅地債券	都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券
	都市基盤整備公団宅地債券で	都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券で

○〔旧〕都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）（抄）〔この法律は平成十五年法律第百号（独立行政法人都市再生機構法）附則第十八条により廃止〕

（投資）

第三十五条 公団は、業務の運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資（融資を含む。）をすることができる。

- 一 第二十八条第一項第二号から第四号まで又は第九号の業務（同項第二号又は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業、市街地再開発事業又は防災街区整備事業に係るものに限る。）により建設した事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務
- 二 公団が整備した敷地若しくは造成した宅地の利用者又は公団が建設し若しくは管理する賃貸住宅の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設又は管理に関する業務
- 三 前号の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関する業務

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）
- 二 略
- 三 略

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令

事務

略	新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	略	第十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する市町村が処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）
略	略	略	略

○ 住宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）（抄）

（割当て）

第四条 発行者又は発行者から住宅地債券の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅金融公庫住宅地債券にあつては住宅金融公庫に係る住宅地債券積立者に、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券にあつては沖縄振興開発金融公庫に係る住宅地債券積立者に、住宅地債券を割り当てなければならない。

2 前項の住宅地債券積立者とは、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項に規定する団体又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項に規定する者で、一定の住宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものというものとし、その選定の方法その他住宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省令で定める。

附則

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第四条第二項	ものとし	ものとし、前項の宅地債券積立者とは、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第二項において準用する同法附則第八条（第一号に係る部分を除く。）の規定による特別の取扱い又は独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）附則第三十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第六条中独立行政法人都市再生機構法施行令附則第三十五条後段の規定により読み替えて適用する新住宅市街地開発法施行令第五条第二号に係る部分の規定の適用を受けることを希望する者で、一定の都市再生機構宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものというものとし

略	
略	略
略	略